

1. 基本情報（令和5年5月31日現在）

人口	245,157人	保護率	0.88%
----	----------	-----	-------

2. 支援状況（令和3年度）

新規相談受付件数（人口10万人当たり）	2.2/月				
プラン作成件数（人口10万人当たり）	3/月				
就労支援対象者数（人口10万人当たり）	2/月				
就労・増収率（%）	8.8%				
任意事業等の実施状況（令和5年度（予定））					
支援会議	就労準備	家計改善	シェルター	地域居住	子ども
○	○	○	×	×	○



ちがさき
えほし麻呂

3. 事業の概要等（令和5年度）

実施方法	<ul style="list-style-type: none"> ・直営 ・自立相談支援事業、家計改善支援事業を直営で一体的に実施
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ・家計改善支援員1名を配置 ・家計に問題を抱えている者を対象（生活保護世帯も可） ・家計管理、債務整理支援、各種給付支援、税等滞納相談支援 ・自立相談支援員等と連携し、家計改善に関する動機形成支援
事業費	3,388千円
その他特記事項	多重債務に関する相談については、市の消費生活関係部署と連携し、弁護士等の土業相談を活用。（相談同席可）

4. 事業の立ち上げプロセス

開始前

新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、生活困窮に関する相談、住居確保給付金や特例貸付利用者が急増。家計収支の均衡が図れず、滞納や負債を抱え、家計管理が困難である方が増加。複合化・複雑化する相談に、より専門的かつ重層的な支援が必要であると判断し、家計改善支援事業の立ち上げを決定。

事業構想
【16ヶ月前】

- ・重層的支援体制整備事業の一環として、「地域力強化」「総合相談」「生活困窮者自立支援」の3機能を持つ総合相談担当を令和4年4月に設置することの検討を開始。
- ・新型コロナウイルスの影響による生活困窮相談の急増など社会情勢の変化への対応力を強化する方針を確認。

実施方法の検討
【9ヶ月前】

- ・自立相談支援員や総合相談における相談支援包括化推進員等と連携を図り、ケース対応する必要性を踏まえ、日常的に情報共有やカンファレンスを行うことを想定すると、直営実施が合理的であると判断。会計年度任用職員を雇用し、同じ相談室内に配置することを検討。

庁内の財政部局との調整
【6ヶ月前】

- ・重層的支援体制整備事業の構築にあたり、既存事業のスクラップアンドビルドにより歳出を圧縮し財源を捻出。
 - ・国が実施した令和2年度自治体コンサルティング事業の活用結果を踏まえ、費用対効果を含む家計改善支援の必要性を説明。
- ⇒事業の必要性を了承。

令和4年4月 事業開始

事業実施

【実績】家計改善相談件数51件、プラン件数：5名（令和4年度）

【効果】

- ・家計管理は生活把握の「アセスメント」として活用可能であり、他の担当と連携し家計の基となる生活改善の契機となる。
- ・債務整理支援の過程で、信用情報取得や弁護士相談同席等により、本人の問題解決能力や社交性が確認できる。就労支援等他の担当と共有することにより、他の支援に活かすことができる。

【課題】

- ・家計管理は生活改善も含むことから長期化する傾向があり、本人の就職等で支援が中断する場合もありうる。フルタイムで就労する対象者への継続できる家計管理の支援方法の検討が必要。